

要 望 書

平成27年11月

福 井 県

福 井 県 議 会

福井県農業協同組合中央会

力強い農林水産業の実現に関する要望

先般、政府から公表されたT P P協定の大筋合意の内容は、農林水産物の重要5品目への特別輸入枠の設定や段階的な関税削減・撤廃となり、その影響が長期にわたって不透明であることから、生産者の不安は大きい。

農林水産業は、食料供給や国土の保全、水源の涵養などの機能を有し、国民の健康や豊かさなどを支える地域の重要な産業であり、これを守ることは国の責務である。

今後、早急にT P P協定の農林水産業に与える影響の十分な説明を行い、さらに、生産者が将来にわたって不安なく計画的に従事できるよう、責任をもって予算を確保し、恒久的な経営安定対策等の万全な対策を進めるべきである。

また、農林水産業を力強い産業として発展させるため、地方が行う独自の施策に対する支援を一層強化すべきである。

については、次の事項について要望する。

1 経営の安定化と後継者育成に対する支援策の強化

生産者が将来にわたって不安なく計画的に従事できるよう、経営の安定化と後継者の育成のための支援策を早期に示すこと

(経営の安定化)

- ・米の価格維持について万全の対策をとること
- ・麦のマークアップ削減による経営所得安定対策等の財源不足分について、政府全体で責任を持って別途確保すること
- ・畜産について売上と生産コストの差額を全額補てんすること
- ・再生産が可能となる所得補償の仕組みづくりを行うこと

(後継者の育成)

- ・農林漁業者の新たなビジネス展開に必要な拠点施設の整備に支援すること
- ・農林水産業への就業を目指す新規就業者、大学・高校生等に対し、県が行う研修を支援すること

2 園芸や加工事業の導入など、農業経営の多角化に向けた支援

(1) 周年出荷が可能となる大規模施設園芸や植物工場、生産物の付加価値を高めて販売するための加工施設やオーベルジュの整備、鳥獣害を軽減するための防護柵の設置、捕獲要員の確保等に対し十分な予算を確保すること

これらを農地の整備事業において、一体的に進める支援策を創設すること

(2) 大規模農業法人の経営者が行う、経営基盤の強化・多角化に向けた市場調査や経営・販売・人材育成戦略のためのコンサルティングに対する支援を強化・拡充すること

中山間地域の小規模農業者が行う、米から野菜、果樹等への転換に対する支援策を創設すること

3 輸出拡大に対する支援

農林水産物・加工食品の輸出拡大に向け、県や輸出促進団体等が海外で行う商談会の出展経費や旅費等の販売促進活動に要する経費、輸出用の集出荷施設の整備などに対する支援策を新設すること

輸出先国が求めるグローバルGAP、ハラール認証等の取得・維持経費への支援において、次の品目を支援対象とすること

- ・グローバルGAP（シンガポール、香港、タイ）
ミディトマト、サトイモ、ソバ、スイカ
- ・ハラール（インドネシア、マレーシア、シンガポール）
水産物、水産加工品、大豆加工品

4 食の安全に係る輸入食品の安全規制の維持

消費者に対する原料原産地や遺伝子組換え食品の表示義務、残留農薬や食品添加物の基準など、食の安全・安心に関する規制を堅持すること

5 水産業の国際的な学術産業拠点設立に対する支援

安価な輸入魚に影響を受けない力強い漁業の経営安定のためには、日本海における新たな養殖業の拡大に結び付く技術開発や国際的な資源管理のための人材育成が必要である。

本県への水産総合研究センターの一部移転および日本海区水産研究所小浜庁舎の機能強化、水産庁からの人的・財政的協力を行うこと

平成27年11月11日

福井県知事

西川一誠

福井県議会議長

仲倉典克

福井県農業協同組合中央会会長

田波俊明